

第222回

岐阜県都市計画審議会

議事録

と き：令和6年3月21日（木）午後1時30分から

ところ：岐阜県庁 議会棟大会議室

【事務局】

都市政策課長の渡辺でございます。皆さんお揃いですので、ただいまから、第22回岐阜県都市計画審議会を開会させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。着座にて失礼いたします。

まず始めに、本審議会の学識委員の皆様は、任期が2年と定められており、昨年12月1日に改選となりました。お手元に「資料1」として委員名簿をお配りしてございますが、このうち、李委員、菊本委員、倉内委員、土屋委員、廣岡委員、水野委員の6名の方には、引き続きのご就任について、よろしく願いいたします。また、2名の方に新たにご就任いただいておりますので、ご紹介させていただきます。まず、都市形成史・都市計画分野からは、岐阜大学教授の出村嘉史様です。

【出村委員】

岐阜大学の出村と申します。よろしく願いします。今ご紹介いただきましたように歴史を専攻しておりまして、都市ができてから今に至るまで、政治も含めどういう経緯をおって来たか、特に近代史を研究しております。そういったところから、都市計画がなぜ生まれたかといったところについては思うところがありますので、真摯に対応したいと思います。よろしく願いします。

【事務局】

ありがとうございます。建築分野から、岐阜市立女子短期大学准教授の畑中久美子様です。

【畑中委員】

岐阜市立女子短期大学の畑中久美子と申します。専門は建築です。土の建築を研究しておりまして、そこから環境共生建築、脱炭素のまちづくりについて研究しております。よろしく願いします。

【事務局】

ありがとうございます。学識委員8名の先生方の任期は、令和7年11月30日までとなっております。本日ご出席の皆様のご紹介につきましては、お手元の資料1「委員名簿」と資料2「委員座席図」のとおりでございますので、ご紹介に代えさせていただきます。また、本日は、委員及び臨時委員計24名中、20名のご出席をいただき、定足数に達していることをご報告いたします。

さて、本審議会会長につきましては、学識委員の中から選出することとされておりますが、この度、学識委員の改選がございましたので、改めて会長を選任することとなります。会長選任までの間、都市建築部長が進行させていただきます。

それでは、部長よろしく申し上げます。

【都市建築部長】

皆さんこんにちは。都市建築部長の藤井でございます。日頃は県都市建築行政に多大なるご理解とご協力を賜り、この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、お忙しい中お集まりいただきましたことに対して重ねて御礼申し上げます。それでは、会長選任までの間、進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

着座にて失礼いたします。

会長の選任につきましては、岐阜県都市計画審議会条例第4条第1項により、「会長は学識経験のある者の中から選挙で選任する」こととなっておりますが、立候補なされる方又はご推薦も含めてお諮りしたいと思います。

立候補者又はご推薦はございませんか。

挙手がないようですので、大変恐縮ですが、事務局から推薦したいのですがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。ご異議ないようですので、推薦をお願いいたします。

【事務局】

事務局としましては、前会長代理で、都市計画の専門家である倉内委員を会長に推薦させていただきます。

【都市建築部長】

事務局からの推薦につきまして、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ご意見ないようですのでお諮りしたいと思います。倉内委員を会長に選任させていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。ご異議ないようですので、倉内委員を会長に選任させていただきます。それでは、倉内会長、会長席にお座りください。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、倉内会長、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。

【倉内会長】

岐阜大学の倉内でございます。ただいま、審議会の会長を仰せつかりました。なかなか慣れないところもございますが、皆様のご協力のもと進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入る前に、会長代理の選任を行いたいと思っております。岐阜県都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長代理につきましては会長が指定することになっております。会長代理には、出村嘉史委員を指名したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本審議会に設置されている、環境影響評価専門部会の委員について、条例第5条および環境影響評価専門部会運営要綱第3条から第4条の規定に基づき、専門部会の委員と部会長の指名を行います。まず、環境影響評価専門部会の委員に出村嘉史委員、廣岡佳弥子委員を指名し、部会長には出村嘉史委員にお願いしたいと思っております。

以上の体制で、今後、審議会並びに専門部会を進めてまいりたいと思っておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入りたいと思っております。本日の議案概要について、事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは、本日の議案の概要について説明させていただきます。お手元にお配りしております資料3「議案一覧表」をご覧ください。

本日お諮りする議案は、議第1号「各務原都市計画区域区分の変更について」、議第2号「可児都市計画区域のうち可児市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について」、議第3号「御嵩都市計画区域のうち御嵩町における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について」、以上3件でございます。このほか、「令和5年度市町都市計画決定（変更）一覧について」の1件の報告事項を取り上げさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【倉内会長】

ありがとうございました。議事に入りたいと思っておりますが、まず、議事に入る前に、

本日の審議会の議事録署名委員を指名したいと思いますが、会長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。一任いただきましたので、本日の議事録署名は、土屋委員と玉田委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議第1号「各務原都市計画区域区分の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

都市政策課技術総括監の窪田でございます。議第1号「各務原都市計画区域区分の変更について」ご説明いたします。資料は、お手元の議案書1-1から1-10ページです。前方のスクリーンも合わせてご覧ください。

各務原都市計画区域は、昭和46年3月に市街化区域と市街化調整区域の区分を設定し、これまでに11回の見直しを経て、現在に至っております。今回の変更は、民間開発による、計画的な市街地整備が確実な土地である「三井町地区」において、約11.7ヘクタールを、市街化区域へ、編入するものでございます。

こちらは、各務原都市計画区域の総括図です。「三井町地区」は、岐阜各務原インターチェンジ付近の大規模商業施設の東側、国道21号及び岐阜各務原線の沿線に位置しており、各務原都市計画区域マスタープランでは、国道21号等の主要幹線道路沿道の近隣商業地については交通利便性を活かした商業地としての機能維持・充実を図ることとしております。

続いて、「三井町地区」の拡大図です。色のついている区域が市街化区域、色のついていない区域が市街化調整区域でございます。今回、市街化区域へ編入するのは、赤枠で囲まれた区域です。今回の変更では、国道21号及び岐阜各務原線に隣接し交通利便性を活かした、土地利用を図るため、赤枠で囲まれた区域、約11.7ヘクタールを市街化区域へ編入し、商業系の用途地域指定を予定しております。なお、当該地区の北東部の黒枠部分について、当該地区とその先の住宅地との境界には高低差があり、右上の図にありますように土砂災害特別警戒区域が存在しております。土砂災害特別警戒区域は、著しい危害が、生じるおそれのある土地のため、原則市街化区域に含まないこととされておりますが、地区内の指定されている範囲は、市が道路として適切に管理する予定のため、今回は市街化区域に編入する区域に含めております。

続いて、「三井町地区」の航空写真です。今回、市街化区域へ編入するのは赤枠で囲まれた区域です。地区内の現況は、農地を主体に住宅や医療施設、資材置場等が立地しています。

次に、都市計画手続きの状況です。これまで、市による説明会、都市計画案の公告・縦覧、関係市への意見聴取などを経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、昨年8月の変更に関する公聴会は、公述申出期間に公述の申出は無かったため実施しておりません。また、12月に行いました公告縦覧では意見書の提出はなく、各務原市に対して行いました意見聴取においても「意見なし」との回答を得ております。

以上のことから、県としては今回の都市計画変更案は適切なものであると考えております。議第1号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

【倉内会長】

ありがとうございます。事務局の説明がございましたが、これについてご意見・ご質問はございませんでしょうか。

出村委員お願いします。

【出村委員】

資料の1-7ページですね、一覧のところに理由が地区計画というふうに記載されていて、当該地区計画の内容がどういうことなのかを伺いたいと思います。

【倉内会長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局】

地区計画は、商業地を形成するために建築できる建物の用途を規制しております。また地区施設として、区域内に道路の配置を予定しております。

【倉内会長】

よろしいですか。

【出村委員】

そうすると基本商業施設に向けてゾーニングを打って、それ以上に発展したり、工業地区のようにならないように規制をするということですね。

【事務局】

そのとおりでございます。

ここは商業地としてのまちづくりを目指していくということでございます。

【倉内会長】

よろしいですか。その他いかがでしょうか。

私の方からも1点だけ確認させてください。

今回新しく編入するところの中に土砂災害特別警戒区域があるということですが、先ほどのご説明ですと、そこについては道路を整備して管理していくということで、万が一ここで何かいわゆる土砂災害が起こったとしても、民地の方には影響がないという形の対策を取られるということですのでよろしいですか。

【事務局】

道路拡幅をいたしまして市の用地として管理していくということで、周りにも民家等が建たないということがございます。

【倉内会長】

わかりました。その他いかがでしょうか。

出村委員どうぞよろしく申し上げます。

【出村委員】

今ちょうど出ている地図ですけれども、いまだいびつな形がすごく気になります。

21号があって、21号から北側の土地全般に対して、近くにイオンモールもあつたり、商業地区として土地利用を図つたり、なんていうか全体安寧な発展を願うという意図であると、今、農地として残されている囲われた2つのエリアというのは、今後農業も非常にやりにくいのではないかなというふうに、想像しますけれども、この周辺についての大きな計画というか、今後どういう方針になっていくのだろうかというあたりについて、何か展望があるのではないかと、何となく思いますが、その点いかがですか。

【倉内会長】

いかがでしょうか。

【事務局】

市のまちづくりの方針といたしましては、コンパクトシティの形成のため、市街化区域内の未利用地などの都市的土地利用をまず図ってまいります。各務原インター周辺や国道21号などの幹線道路、鉄道駅などの交通利便性のすぐれた地域においては、商工業の土地需要に合わせて、土地利用を検討していくということで、今回ここは、土地利用について、住民との合意形成がなされませんでした。今後、そういった住民の方とも合意形成を図ることができれば、まちづくりを進めていくとお伺いしております。

【倉内会長】

よろしいですか。
ありがとうございます。
その他いかがでしょうか。

ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第1号について、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議ないようですので、議第1号は原案どおり承認することに決しました。
続いて、議第2号と議第3号についてですが、こちらは関連がございますので、一括して審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。それでは、議第2号「可児都市計画区域のうち可児市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について」、議第3号「御嵩都市計画区域のうち御嵩町における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

建築指導課の本多と申します。よろしくお願ひいたします。議第2号及び議第3号について、関連する議案になりますので、併せて説明いたします。各議案は、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域、いわゆる白地地域の形態規制の変更についてです。市町が用途地域の指定範囲を変更することに伴って、白地地域の指定の範囲を変更しようとするものです。お手元の資料では、議第2号については2-1から2-5まで、議第3号については3-1から3-5までとなります。

まず、建築物の形態規制の指定について説明いたします。用途地域内においては、市町村が容積率・建蔽率を都市計画において定めることが、都市計画法に規定されており、その用途地域及び容積率の数値に応じて、高さの制限が、建築基準法で定められております。一方、白地地域においては、容積率・建蔽率・高さの制限について、特定行政庁が、都道府県都市計画審議会の議を経て定めると建築基準法に規定されているため、本審議会にお諮りしたうえで、特定行政庁である岐阜県知事が

容積率等を指定しています。

今回の変更に係る地域の位置について説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。場所は、東海環状自動車道、可児御嵩インターチェンジ北西になります。インターチェンジに隣接する位置に、可児御嵩インターチェンジ工業団地の整備が進められております。

こちらが当該部分の航空写真です。当該工業団地は、可児市と御嵩町をまたぐ形で整備が進められており、これに合わせ、それぞれの市町で、白地地域から新たに工業地域の用途地域が指定される予定となっております。

お手元の資料では2-4をご覧ください。まずは、可児市における白地地域の総括図です。可児市は、市の全域が都市計画区域に指定されております。図で示している可児都市計画区域のうち、黄色で着色した範囲が用途地域の指定がある部分です。残りの白地地域全てを、一般的な住居系の用途地域と同等の形態規制となる分類Ⅲに指定しています。今回の変更に係る場所は、可児御嵩インターチェンジの北西で、赤枠で囲っている箇所です。

お手元の資料では2-5をご覧ください。変更区域を拡大したものです。無指定から新たに工業地域の用途地域が指定される予定です。今回、用途地域の指定拡大に伴い、白地地域が減少するため、審議会にお諮りするものです。

白地地域の分類Ⅲの指定内容です。可児都市計画区域内では白地地域の全域を分類Ⅲとしており、その形態規制の詳細は、容積率200%、建蔽率60%などとしております。

今回の白地地域の変更と、可児市による用途地域の変更の手続きについて、説明いたします。左側が白地地域の変更、右側が用途地域の変更です。まず、白地地域については、令和5年12月に変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。用途地域の変更については、2月15日に市が可児市都市計画審議会に諮問し、適当と認めるとの答申を受けております。4月に予定されている可児市の用途地域の変更の決定に合わせ、白地地域の指定範囲の変更を行いたいと考えています。

続きまして、議第3号、御嵩都市計画区域のうち、御嵩町の白地地域の形態規制の変更について説明いたします。

お手元の資料では3-4をご覧ください。御嵩町における白地地域の総括図です。御嵩町は、町の全域が都市計画区域に指定されております。図で示している御嵩都市計画区域のうち、黄色で着色した範囲が用途地域の指定がある部分です。御嵩町は白地地域の分類が2つあり、緑色で着色された範囲は、一般的な工業系の用途に近い形態規制となる分類Ⅵに指定した部分で、残りの白地地域全てを、一般的な住居系の用途地域と同等の形態規制となる分類Ⅲに指定しています。今回の変更に係る、可児御嵩インターチェンジの北西の赤枠で囲っている箇所は、白地地域の分類Ⅲに指定した部分となります。

お手元の資料では3-5をご覧ください。変更区域を拡大したものです。無指定から新たに工業地域の用途地域が指定される予定です。

白地地域の形態規制の指定内容です。分類Ⅲは、容積率200%、建蔽率60%などとしております。

今回の白地地域の変更と、御嵩町による用途地域の変更の手続きについてです。まず、白地地域については、令和6年1月に変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。用途地域の変更については、3月4日に町が御嵩町都市計画審議会に諮問し、適当と認めるとの答申を受けております。4月に予定されている御嵩町の用途地域の変更の決定に合わせ、白地地域の指定範囲の変更を行いたいと考えています。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

【倉内会長】

ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんでしょうか。

出村委員よろしく申し上げます。

【出村委員】

東海環状自動車道に隣接していて、国道21号にも隣接していて、まさに流通の拠点というのにふさわしい、そういう立地を計画的に作ってきた訳ですよ。そこが工業地として適切に開発されるというのは、すごく理にかなっているのではないかなというふうに思い、たまたま2つの都市計画の境に位置するので、表記はややこしいですけども、今回の変更というのはすごく明白ではないかなというふうに捉えられると私は思います。

一方で、大体、都市計画というのは中心市街地を描いて、その周辺がどういうふうに配置するかというように、どこかに中核があって、そこを取り巻くように作っていくというのが、今まで定石でずっとやってきたと思うのですが、こうやってちょうど都市計画という枠で区切ったその中間のところにまた拠点ができるといふときに、その都市計画の形自身が大きく変更しつつあるんじゃないかなというふうに思いますと、東海圏全体に渡って、ちょうど広域地方計画というのが国の方で策定されようとしておりますけれども、全体に渡って、実際どういう開発の仕方、あるいは開発をしないやり方、新しい拠点をどこに作って、どうやって安定させるかという、そういう思考というのは、おそらく、司るのはこの委員会ではないかというふうに思うのですけれども、もちろん都市計画の当事者である、管理者である岐阜県と、それを取り巻く当委員会、もしかしたらその周りにワーキングができるのかもしれないが、何か1つ大きな時代の変わり目ではないかなというふうに捉えられ、この案件については私も全く異論ございませんが、何かもう少し大きな視野

をどこかで培っていかないといけないのではないかなというように思います。また、そういうあたりが先生方の出番なのかなというように思います。その辺について少し問題を提起したいかなというように思いました。以上です。

【倉内会長】

ありがとうございます。今ご説明があったとおり、この案件そのものというよりは、より広い視野で、特に県土をどのような形でデザインしていくかということに関するご提案だったと思いますが、もし何かお答えがありましたらですけど、コメントということでもよろしいですか。

【事務局】

はい。

【倉内会長】

わかりました。よろしいですかね。

【倉内会長】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

畑中委員よろしく申し上げます。

【畑中委員】

日本の大きな目標として、2030年までに脱炭素をするという宣言をしているのですが、今回、出村先生がおっしゃったとおり、大きな流れの変わり目というか、田畑を潰してそこに建物を建てる、それで緑地が減る、都市が広がっていく。都市農地法ができたり、農地を確保したりして、都市計画はそれなりに応じていかないといけないと思うのですが、果たしてそれでいいのか、これを認め続けていいのか、というのが疑問です。

【倉内会長】

ありがとうございます。カーボンニュートラルの方と関連して考えたときに、こういった開発ばかりをしていくようなスタンスでいいのか、というようなご提起かと思いますがけれども、こちらも個々のというわけではないと思うのですが、いかがですかね。ご意見、お返しするようなことはございますか。

【事務局】

脱炭素に関してですけども、国は、地球温暖化対策といたしまして、温室効果ガス排出抑制を図る緩和策と、気候変動の被害の回避、軽減を図る適応策を推進して

おります。

それを受け、県は、温室効果ガス排出量を削減し、「脱炭素社会ぎふ」の実現のため、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画を策定し、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの導入や、次世代自動車の普及など、エネルギー環境イノベーションと経済面の両面による取組みと、県民、事業者、行政などの各主体が温室効果ガス排出抑制等に関する対策に、取り組んでおります。

市町村は、県と連携いたしまして、再生可能エネルギー等の利用促進、次世代自動車の普及やクールチョイス運動による住民の意識向上の促進に加え、市町村の事業において、自ら率先して対策に取り組むこととなっております。

まちづくりと脱炭素は、総合的に考えて取り組んでいく必要があると考えておりまして、県や市町村においては、建物の省エネ化、そして事業者の省エネ設備の支援などを実施しております。

【倉内会長】

畑中委員よろしいですか。

【畑中委員】

本当に脱炭素は総力戦なので、やはりここで失われるものは大きいなというように感じます。

【倉内会長】

ありがとうございます。間違いなく脱炭素の方に向かわないといけないというのはそのとおりではあるのですが、一方で、全く我々の経済活動止めてできるのかというと、そういったものでもないという中で、何とかバランスを取っていく必要があるというところかと思えます。ただ一方で、結果的にここが増えることは確かにご指摘のとおりだと思いますので、その中で、それに対してどういった対応をしていくのかということをしつかりと県の方でも検討いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第2号及び議第3号について、一括して採決したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、議第2号及び議第3号について、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議第2号及び議第3号は原案どおり承認することに決しました。

議案の審議が終了しましたので、続いて、知事に対する答申についてお諮りします。事務局から答申案の配布をお願いします。

ただいまお配りしました案は、本日も審議いただいた結果に基づき、議第1号から議第3号について、原案を適当と認めるものです。

知事に対する答申について、案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、知事に対する答申については案のとおり決定します。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。事務局の説明をよろしくお願いします。

【事務局】

お手元の「報告事項1」の資料をご覧ください。令和5年度における市町の都市計画決定の状況についてご報告いたします。

1ページをご覧ください。令和5年4月から令和6年2月末までの市町の都市計画決定について圏域別及び内容別に整理した総括表です。各案件の詳細につきましては、2ページ目以降に記載しております。これらの案件は、都市計画法に基づき、各市町の都市計画審議会での審議や、県知事への協議が行われ、都市計画決定されています。

以上で「令和5年度市町都市計画決定（変更）一覧について」の報告を終わります。

【倉内会長】

ありがとうございます。事務局から報告がございましたが、ご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

ご質問もないようですので、これをもちまして、本日の議事を終了します。ご協力ありがとうございました。では、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

倉内会長をはじめ、委員の皆様、本日はご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、第222回岐阜県都市計画審議会を閉会いたします。

(おわり)

議事録署名者

会 長

委 員

委 員